【システム工学研究会会則】 07/12/31施行

第1条 (名称)

本会はシステム工学研究会(System Engineering Team)と称す。

第2条 (活動方針及び目的)

学内唯一の総合情報処理サークルとして方針は流動的であるべきであるので、別紙に定める

第3条 (会員構成)

本会は会員を持って構成する

会員は、当研究会の目的に真摯な関心を有する

第4条 (会員資格)

原則として本会会員は愛知工業大学学生として在学中の者に資格を有する。ただし他大学及 び他団体の会員資格は役員会において承認すると有する

第5条 (入会)

入会するものは正役員を通し入会届けを記入する

入会届けは別紙に定めたものを用いる

第6条 (会費)

本会の会費は次のとおりとする

会費 当該1ヶ年間 5000円

すでに会員である者は前期開始から3ヶ月新入会員は入会の後3ヶ月内に徴収する

第7条 (退会)

- 1号 会員は会長に届出で退会することができる
- 2号 会員中本会規則に違反する者(及び本会の名誉を汚した者)(及び活動を故意に妨げる者)は 会長は役員会の承認を経て退会させることができる
- 3号 正当な理由無く会費の滞納が猶予を含め6ヶ月以上の者は役員会の承認を経て退会させることができる

第8条 (役員)

- 1項 (正役員)
 - 1号 本会は次の正役員を置く

会長 1名

副会長 1名

総務 1名 会計 1名 会計補 1名

2号 正役員の兼任はこれを認めない

正役員による委嘱役員の兼任はこれを認める

3号 正役員の役割は別紙に定める

2項 (委嘱役員)

1号 本会は次の委嘱役員を置くことができる

委嘱役員は会長が総会を通し増やすことができる

サーバ主任 1名 広報 1名 工科展主任 1名 書記 若干名

- 2号 委嘱役員の兼任はこれを認める
- 3号 委嘱役員の役割は別紙に定める

第9条 (会長)

- 1号 会長は役員会の議長を務める
- 2号 役割は別紙に定める
- 第10条 (役員の選出)

役員は前役員会が指名する

但し会計は前会計補がこれにあたる

- 第11条 (役員会)
- 1号 役員会は会長がその必要を認めたとき、また役員の要請がある時これを開催する
- 2号 役員会は会長を補佐し会務を掌理する
- 3号 役員会は正役員と書記をもってこれを構成し必要があれば委嘱役員を呼ぶ事ができる
- 4号 一般会員は任意で役員会に参加し意見する事ができる
- 第12条 (運営委員会)
- 1号 本会活動の必要に応じて各種運営委員会を設置する事ができる。
- 2号 運営委員会は総会を経て会員中よりこれを委嘱する
- 第13条 (顧問)

会長は役員の議を経て顧問を委嘱する事ができる

顧問は本会会務の諸問に答える

第14条 (財務監査)

正役員は本会の財務を監査する

第15条 (役員の任期)

正役員および委嘱役員の任期は原則1ヶ年間とする

第16条 (役員の欠員)

正役員に欠員が生じたる場合は8、9、10条および補則により後任者を選ぶ

- 第17条 (総会)
- 1号 定期総会を2ヶ月に1回開催し連絡にこれを充てる
 - これを定例会と称する
- 2号 通常総会を4月・年末の年2回開催し予算、会則の変更、その他重要事項を審議決定する
- 3号 臨時総会は会長がその必要を認めたときまたは役員要請がある時これを開催する
- 4号 総会は全会員により構成し出席が不可能な会員は全権を議長に委任する
- 第18条 (定足数)

総会の定足数は会員の3分の2以上役員会の定足数は5分の3以上が望ましい 細則は別紙に定める

第19条 (会計年度)

会計年度は毎年5月1日より翌年4月31日に至る期間とする

以上

附則

本会則は平成19年12月31日よりこれを実施する 会則の変更は正役員及び過半数の賛成を必要とする

別紙 (補則)

補則の改正は役員会の承認を経て改正する。

1項 (活動方針及び目的に関する事項)

本会は電子情報通信に関わる広範な技術に興味を持ち各々の鍛錬を補助し情報処理技術者試験の受験を目的とする

また成果を工科展に顕す

2項 (入部届け)

入部届けは役員会にて承認されたものをこれに定める

- 3項 (正役員の役割)
 - 1号 会長

会長は本会の指針を示し全体を統括する会長は本会の活動の不足を補い進撃的に活動する

2号 副会長

副会長は会長を補佐し必要により会長の代行を行う

3号 総務

総務は会長の事務を補佐しレクリエーション活動の進行を指示し渉内を担当する

4号 会計

会計は予算の出納を執り行い本会に於いては予算計画に基づき予算配分を決定する

5号 会計補

会計補は会計に従い会計を補佐する

- 4項 (委嘱役員の役割)
 - 1号 サーバ主任

サーバ主任は本会のサーバ類の構築と保守に携り技術的な観点から助言する

サーバ主任はサーバ担当を任命し協力して作業に当たる

サーバ主任およびサーバ担当は個人情報またはパスワードまたはその他の守秘義務を遵守し 責任を持ち作業に当たる

2号 広報

広報担当は会誌の編集にあたり本会の広報紙の作成及びウェブサイトの更新管理に携り渉 外を担当する

3号 工科展主任

工科展主任は各々をまとめ工科展出展の一切を総轄し上位入賞に進撃的に活動する 工科展主任は工科展主事を任命し作業を分科させこれを統括し責任を持ち作業に当たる 工科展主事は責任を持ち参加し各々が分科された部分の開発に真摯に携る

4号 書記

書記は会議における記録を執り必要があれば助言する

5項 (定足数)

定足数が不足する場合には渉内を担当すべき役員がメーリングリストを利用し連絡を行う 必要に応じて再会議を実施する

6項 (連絡体制)

会員はすべてメーリングリストに参加しなければならない

7項 (会誌)

会誌は会長と広報を主体とし会員により製作する